

定款第27条第1項 理事・監事の選任方法に関する細則

(理事の選任)

第1条 理事は正会員から選任され、社員理事と社員外理事とする

(1) 社員理事

社員の中から推薦又は立候補で理事候補を募り、社員総会での選挙により選任する。この時、次点の人を補欠理事とする。

(2) 社員外理事

社員理事が5名から7名の場合、社員以外の正会員から社員外理事を選ぶことができる。

- ・社員外理事を選任する場合、理事会は社員以外の正会員から理事を推薦し、社員総会で承認を得なければならない。
- ・社員外理事は2名を限度とする。
- ・社員外理事は、社員総会での議決権はない。

(細則の変更)

第2条 細則の変更は、理事会が起案し、社員総会の承認を得なければならない。